

令和元年度名古屋市教育委員会第45号議案

市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について

市長の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更することについては地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、教育委員会の権限に属する事務の一部の委任の範囲を変更することについては同法第180条の7の規定により、名古屋市長と協議する必要がありますので提出します。

1 補助執行に係る協議

(1) 補助執行を廃止する事務（市長）

ア 瑞穂公園における都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定による認可を受けた都市計画事業の施行に関すること。

イ 瑞穂公園内における公園施設の設置及び管理の許可並びに瑞穂公園の占用の許可に関すること。

ウ イに定めるもののほか、瑞穂公園（有料公園施設を除く。）の管理に関すること。

エ 瑞穂公園に係る都市公園を設置すべき区域の決定に関すること。

(2) 新たに補助執行させる事務（スポーツ市民局長）

中学校施設のスポーツ開放に関すること。

2 委任に係る協議

(1) 委任を廃止する事務（区長）

スポーツ及びレクリエーションの振興のための事業の実施に関すること。

3 理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行するため。

4 実施日

令和 2 年 4 月 1 日

5 市長協議文

別紙のとおり

(参 考)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第 180 条の 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第 180 条の 7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第 202 条の 4 第 2 項に規定する地域自治区の事務所、第 252 条の19第 1 項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

(案)

31教総第 221 号

令和 2 年 3 月 日

名古屋市長 河 村 た か し 様

名古屋市教育委員会

教育長 鈴 木 誠 二

市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について

市長の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条の 2 の規定により、教育委員会の権限に属する事務の一部の委任の範囲を変更することについては同法第 180 条の 7 の規定により、協議する必要がありますので、貴職の意見を求めます。

1 廃止する市長の権限に属する事務の教育次長への補助執行

- (1) 瑞穂公園における都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 1 項の規定による認可を受けた都市計画事業の施行に関すること。
- (2) 瑞穂公園内における公園施設の設置及び管理の許可並びに瑞穂公園の占用の許可に関すること。
- (3) 前号に定めるもののほか、瑞穂公園（有料公園施設を除く。）の管理に関すること。
- (4) 瑞穂公園に係る都市公園を設置すべき区域の決定に関すること。

2 教育委員会の権限に属する事務のスポーツ市民局長への補助執行

中学校施設のスポーツ開放に関すること。

3 廃止する教育委員会の権限に属する事務の区長への委任

スポーツ及びレクリエーションの振興のための事業の実施に関すること。

4 実施日

令和 2 年 4 月 1 日

(参 考)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第 180 条の 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第 180 条の 7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第 202 条の 4 第 2 項に規定する地域自治区の事務所、第 252 条の19第 1 項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

委任・補助執行一覧（教育委員会関係）

権限	委任等の相手方	事務内容 (○：委任 ●：補助執行)
教育委員会	子ども青少年局長	●青少年教育 ●トワイライトスクール
	観光文化交流局長	●町並み保存
	スポーツ市民局長	●中学校施設のスポーツ開放
	区長	○学齢児童及び学齢生徒の就学（就学義務の猶予・免除に関する事務を除く。） ○社会教育に必要な援助その他社会教育に関する事業（スポーツ及びレクリエーションの振興のための事業を含む。）の実施（学校その他の教育機関が行う事業に係る事務を除く。） ○選挙に関する法令又は規定に基づく学校施設の使用及び公営の実施
市長	教育長	○教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結
	教育次長	●私立学校 ●教育財産（物品、債権及び基金に限る。）の取得及び処分 ●公有財産（不動産を除く。）の取得 ●普通財産の管理及び処分 ●教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結 ●教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行 ●瑞穂公園における認可を受けた都市計画事業の施行 ●瑞穂公園内における公園施設の設置及び管理の許可並びに瑞穂公園の占用の許可 ●瑞穂公園（有料公園施設を除く。）の管理 ●瑞穂公園に係る都市公園を設置すべき区域の決定 ●美術品等取得基金の管理 ●教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定 ●総合教育会議の運営

※網掛け部は令和2年4月1日から実施